

議案第 6 2 号 三田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例 の制定について

1 改正の趣旨

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が令和 8 年 1 0 月 1 日に施行されることに伴い、認可地縁団体の印鑑登録資格及び代理人による申請等に係る規定を整理するため、所要の改正を行うもの。

2 関係法令

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）

3 改正内容

現行条例において引用している地方自治法施行規則の規定が改正されることに伴い、条例との整合性を図るため、当該引用規定を次のとおり改める。

（1）第 2 条第 1 項第 1 号（登録者の資格等）

認可地縁団体の代表者に代わって印鑑登録を受けることができる「職務代行者」の根拠規定について、「地方自治法施行規則第 1 9 条第 1 項第 1 号」から「地方自治法施行規則第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

（2）第 1 3 条（代理人による申請）

認可地縁団体の代表者等に代わって申請等を行うことができる「代理人」の根拠規定について、「地方自治法施行規則第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」から「地方自治法第 2 6 0 条の 8」に改める。

4 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日